

第6回 中間処理施設整備に係る施設整備基本計画検討委員会 議事録要旨

1. 日 時 平成28年5月27日(金) 午後1時25分～午後2時20分

2. 場 所 環境センター 2階 大会議室

3. 議 事

(1) 中間処理施設整備に係る施設整備基本計画について

- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)
- ・エネルギー回収推進施設(ごみ焼却処理施設)
- ・マテリアルリサイクル推進施設(ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター)

(2) 答申案について

※議事資料は答申書の内容です。

4. 協議内容

※ ◎印は委員からの意見です。

(新施設の洗車場について)

◎収集運搬車の洗車場は、新しい施設に設置されるのか。

- ・洗車設備は設置する予定である。
- ・維持管理については現状、会津若松市が行っているが、新しい施設では組合が施設プラントに設置するため、組合が管理する。

(余熱利用施設について)

◎余熱利用施設の検討はどのような形式で行っていくのか。

- ・具体的には言えないが、平成29年度以降に検討のための場を設けたいと考えている。

◎そのような場を設けた場合、市民側の代表者も加わるのか。

- ・可能性は十分ある。

◎余熱利用施設だけにこだわらず、地元関連施設についても検討してほしい。

- ・敷地の問題もあるが、どこまでできるか検討する。

(アドバイザー業務について)

◎アドバイザー業務とはどのような内容の業務なのか。

- ・アドバイザー業務とは、施設の建設、事業の運営、受注者と発注者のリスク分担等を整理した要求水準書を作成し、発注方式、業者の選定、契約に至るまでの過程で、コンサルタント会社から必要な支援を受けるための業務である。

(資料の表記について)

◎ 3. 環境保全計画について、環境基準というのは環境基本法で規定されている言葉なので、「環境基準の関係法令」は環境関係法令に訂正し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を加えた方がよい。また、後段の環境基準については、周辺自治体の環境に考慮するのか基準に考慮するのかを整理してほしい。

・了承。

(住民との関わりについて)

◎今後の進め方で、発注業務等の行政手続については詳しく書いてあるが、パブリックコメントや住民からの意見をもらう等の、住民との関わりについても記載した方がよいのではないか。

・今後、地元や住民との関わりは重要になるため、記載する。

(財源について)

◎国庫補助率は何分の1か。また費用はそれで賄えるのか。

・3分の1である。ただ例外として、高効率に認定されればそれに係る部分は2分の1が適用される。事業費の算出については、財源計画を作りながら構成市町村と協議していく。また、組合の廃棄物処理施設整備の基金を活用していく。

◎余熱利用施設については、平成28年度から環境省が、2分の1を補助する形になったので、それを踏まえて計画すればいい。

(全体配置・動線計画について)

◎施設に運搬してくる車両は、プロだけではなく住民の方が自家用車で運搬してくるものも多い。そのような視点からも、安全性や利便性も含めた配置を検討してほしい。

◎施設の周辺に車が並んでしまう、あるいは交通事故が増えるということがあってはいけないので、そのような具体的な動線計画については設計段階で検討してもらおう。

(道路の補修について)

◎施設周辺の道路が非常に傷んでおり、危険である。新しい施設ができれば今まで以上に交通量は激しくなるので、その部分についても検討してほしい。

・収集運搬車は通常、1日300台~400台の通行がある。これは一般的な幹線道路よりも少ないが、主な原因としては、冬季に重機がタイヤチェーンをはいて走行していることが考えられる。その部分については、春先に道路管理者に状況の確認をお願いしている。今後、速やかに補修してもらおうよう働きかけていく。

(答申案について)

◎委員長（議長）

施設整備基本計画は委員会から組合の管理者に対して答申をするという形になるので、これに文章をつけてお渡しするというスタンスである。答申案に書いてあるとおり課題を整理して、今後もこれらに十分留意して事業の推進を図って下さいという委員会からのお願いという文書になる。

このことについて、委員皆さんの中からご意見を伺いたい。

◎答申案について、最初に「記」と書いてあるので、最後に「以上」をつけた方が良い。

◎委員長（議長）

それは形式を整えていただくこととする。

それでは、これでよろしいということであれば了承したいと思う。中身の方が重要なので、先程条件をつけたところを修正することが前提になってくるが、そういう前提で答申案については了承したいと思うが、よろしいか。

◎異議なし。（全委員）

・それでは、資料の訂正、追加を含めまして修正したものを答申という形で委員長、副委員長から管理者に答申をしていただく。日程については6月中に調整をさせていただきたい。

◎委員長（議長）

只今事務局から説明あったように、検討委員会を代表して私と副委員長が管理者への答申をさせていただく。答申の日程については、事務局と相談させていただくのでご了承願いたい。

本日の議題の基本計画の策定をもって、検討委員会は終了となり、管理者へ答申後、この検討委員会は解散となる。これまで活発な協議、ご意見をいただき、また、会議が滞りなく進められた。非常にシンプルで良くまとまった答申ができたなという気がする。委員の皆様には感謝申し上げます。